

## 札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領

平成15年2月19日	管理者決裁
平成15年6月16日	一部改正
平成21年6月8日	一部改正
平成22年2月8日	一部改正
平成22年3月31日	一部改正
平成23年9月13日	一部改正
平成24年1月18日	一部改正
平成24年3月22日	一部改正
平成26年2月14日	一部改正
平成28年1月27日	一部改正
平成28年3月31日	一部改正
平成29年3月14日	一部改正
平成29年3月29日	一部改正
平成30年1月15日	一部改正
平成31年3月26日	一部改正

### (趣旨)

**第1条** この要領は、札幌市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事、建設関連業に係る委託業務又は道路維持除雪業務等の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 設計金額が250万円を超える工事をいう
- (2) 設計等業務 工事に係る設計及び監理の委託業務。ただし、工事に係る監理のみの委託業務を除く。
- (3) 建築設計等業務 設計等業務のうち、業種が建築設計・監理業であるもの
- (4) 土木設計等業務 設計等業務のうち、業種が土木設計・監理業であるもの
- (5) 橋梁設計等業務 設計等業務のうち、業種が橋梁設計・監理業であるもの
- (6) 設備設計等業務 設計等業務のうち、業種が設備設計・監理業であるもの
- (7) 地質調査業務 工事に係る地質調査の委託業務

- (8) 測量業務 測量の委託業務
- (9) 支障物件調査業務 設計等の処理手続に準じて事務を処理することができる支障物件に係る調査業務
- (10) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費（機器費、設計技術費等直接工事費に相当するものを含む。）をいう。
- (11) 共通仮設費 工事及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。
- (12) 現場管理費 工事及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (13) 一般管理費等 工事、設計等業務、支障物件調査業務及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。
- (14) 直接人件費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (15) 特別経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (16) 技術料等経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (17) 諸経費 設計等業務、地質調査業務及び測量業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (18) 直接経費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (19) その他原価 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (20) 直接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
- (21) 間接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (22) 解析等調査業務費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
- (23) 直接測量費 測量業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (24) 測量調査費 測量業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (25) 直接業務費 道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。

**（対象工事及び業務）**

**第3条** 最低制限価格を設けることができる入札は、次の各号に掲げるものの請負の契約に係るものとする。ただし、札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）第3条に定める低入札価格調査の対象となる請負の契約を除くものとする。

- (1) 工事
- (2) 設計等業務、地質調査業務、測量業務及び支障物件調査業務（以下「工事に係る業

務」という。)

(3) 道路維持除雪業務

(4) 主として次に掲げる積算基準により予定価格を積算している建設関連業に係る委託業務のうち、第2号に定める工事に係る業務を除くもの(以下「その他建設関連業務」という。)

ア 財政局工事管理室発行の「設計業務等積算基準」又は「建築工事適用設計業務等積算基準」

イ 公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」

ウ ア又はイに定めるもののほか、国、地方公共団体、独立行政法人、公益財団法人等の機関が定めた積算基準

#### (工事の最低制限価格の算定方法等)

**第4条** 第3条第1号に定める工事の最低制限価格は、当該工事の予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「入札書比較価格」という。)に、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定めるアからエの額の合計を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「工事価格」という。)で除して得た割合(小数点第5位以下切捨て。以下「工事の最低制限価格率」という。)を乗じたものとする。ただし、工事の最低制限価格率が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

(1) 土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種(以下「土木系工種」という。)の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち札幌市土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額

(2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工種を除く。

ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額

(3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合

ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額

2 前項の手続きにより最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定める様式により、工事等担当課長が最低制限価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

(1) 前項第1号に係る工事 別記様式1-1

(2) 前項第2号に係る工事 別記様式1-2

(3) 前項第3号に係る工事 別記様式1-3

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7から10分の9までの範囲内で契約締結決裁権者が定める割合（小数点第4位まで）を工事の最低制限価格率とし、これを当該工事の入札書比較価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

4 最低制限価格を設ける場合は、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

#### （工事に係る業務の最低制限価格の算定方法等）

**第5条** 第3条第2号に定める工事に係る業務の最低制限価格は、当該工事に係る業務の入札書比較価格に、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号のアからエ（第4号にあってはアからウ）に定める額の合計を当該工事に係る業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第5位以下切捨て。以下「工事に係る業務の最低制限価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、工事に係る業務の最低制限価格率が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

(1) 建築設計等業務及び設備設計等業務。ただし、次号に掲げる設備設計等業務を除く。

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費に10分の7を乗じて得た額

(2) 土木設計等業務、橋梁設計等業務、並びに、次のアからエによる費目により予定価格を算出する設備設計等業務及び支障物件調査業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の5を乗じて得た額

(3) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費に10分の5を乗じて得た額

(4) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の手続きにより最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号に定める様式により、工事等担当課長が最低制限価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

- (1) 前項第1号に係る業務区分 別記様式1-4
- (2) 前項第2号に係る業務区分 別記様式1-5
- (3) 前項第3号に係る業務区分 別記様式1-6
- (4) 前項第4号に係る業務区分 別記様式1-7
- (5) 積算費目の異なる業務区分が含まれている工事に係る業務 別記様式1-8

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7から10分の9までの範囲内で契約締結決裁権者が定める割合（小数点第4位まで）を工事に係る業務の最低制限価格率とし、これを当該工事に係る業務の入札書比較価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

4 前条第4項の規定は、工事に係る業務について準用する。

**（道路維持除雪業務の最低制限価格の算定方法等）**

**第5条の2** 第3条第3号に定める道路維持除雪業務の最低制限価格は、当該道路維持除雪業務の入札書比較価格に、次の各号に定める額の合計を当該道路維持除雪業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「除雪業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「道路維持除雪業務の最低制限価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、道路維持除雪業務の最低制限価格率が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- (1) 直接業務費に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の4を乗じて得た額

2 前項の手続きにより最低制限価格を設ける場合は、別記様式1-9により、工事等担

当課長が最低制限価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7から10分の9までの範囲内で契約締結決裁権者が定める割合（小数点第2位まで）を道路維持除雪業務の最低制限価格率とし、これを当該道路維持除雪業務の入札書比較価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。
- 4 第4条第4項の規定は、道路維持除雪業務について準用する。

#### （その他建設関連業務の最低制限価格の算定方法等）

**第5条の3** 第3条第4号に定めるその他建設関連業務の最低制限価格は、当該その他建設関連業務と同種の工事に係る業務の最低制限価格の算定方法等により最低制限価格を設ける。この場合において、当該その他建設関連業務の最低制限価格の設定の手続きは第5条第1項から第3項までの規定を準用するものとし、同条第1項及び第3項中「工事に係る業務」とあるのは、「その他建設関連業務」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により最低制限価格を算定し難い場合その他特に必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該その他建設関連業務の入札書比較価格に一定の割合を乗じたものとする。この場合における一定の割合（以下「その他建設関連業務の最低制限価格率」という。）は10分の7とする。
- 3 第4条第4項の規定は、その他建設関連業務について準用する。この場合において、最低制限価格の算定方法の適用条項を併せて明示するものとする。

#### （予定価格調書への記載）

**第6条** 最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に工事、工事に係る業務、道路維持除雪業務及びその他建設関連業務の最低制限価格率を分母が100である分数で記載する。

#### （入札の執行）

**第7条** 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を失格とし、落札者としめないものとする。この場合には、当該入札に参加した者に対して、施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者としめない旨を通知するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 3 第1項に規定する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。

#### （入札経過の報告）

**第8条** 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札執行調書及び契約締結報告に、当該入札をした者を失格とした旨を記載するものとする。

(委任)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年2月27日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年2月27日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年7月1日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年6月8日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年6月10日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年2月8日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年2月17日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年4月1日以後に告示する工事等から適用する。
- 3 次に掲げる要領等を、廃止する。
  - (1) 工事に係る予定価格の事前公表に関する事務取扱要領（平成15年4月2日管理者決裁）
  - (2) 工事に係る予定価格の事後公表に関する試行要領（平成21年4月10日管理者決裁）
  - (3) 札幌市水道局最低制限価格運用要領に定める最低制限価格の算定方法等を試行により変更するための方針（平成18年3月31日管理者決裁）

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月18日から施行する。
- 2 改正前の第3条第3号に掲げる業務の契約であって、役務の提供を受け始める日が平成24年3月31日以前であるものに係る最低制限価格の算定その取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日以後に告示する工事等から適用する。ただし、第5条の規定は、平成24年5月10日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

1 この要領は、平成26年2月21日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年1月29日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

1 この要領は、平成30年2月2日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日以後に告示する工事等から適用する。